(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7 年 6 月 25 日

(宛先) 松本市長

提出者

住 所 長野県松本市旭3-1-1

氏 名 国立大学法人信州大学

医学部付属病院

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

0263-37-2744

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	国立大学法人 信州大学 医学部附属病院
事	某場の所在地	長野県松本市旭3-1-1
計	· 画 期 間	令和7年4月1日~令和8年3月31日
当該	事業場において現に行	- 丁っている事業に関する事項
	①事業の種類	83 医療業
	②事業の規模	717床
	③従業員数	1932人
	④特別管理産業廃棄 物の一連の処理の工 程	 ・廃油(委託) ①油水分離→再生(セメント原料) ②焼却→埋立処分(管理型) ・廃酸(委託) ①凝集沈殿→再生(セメント原料) ②中和→埋立処分(管理型) ・感染性廃棄物(委託)

(日本産業規格 A列4番)

特別	管理産業廃棄物の処理	里に係る管理体制	に関する	事項							
	(管理体制図)										
	感染制御室感染性廃棄物管理責任者	= = = = = = = = = =	手術部 牧射線部 輸血部 薬剤部 各診療科 들護部	・ 血液浄化療法部 内視鏡センター 医療情報部 材料部 分娩部 集中治療部 事務部 対急センター		経営管理課 廃棄物管理担当課 型約係					
特別	管理産業廃棄物の排出	出の抑制に関する ³	事項								
		【前年度(令和		実績】	「別紙の	りとおり」					
		特別管理産業廃 種類	果物の								
		排 出	量		t	t					
	①現状	(これまでに実施	-		to to del a	a a tri a abadadt a					
		・廃棄物排出部署に対する特別管理産業廃棄物とその他の廃棄物との 分別の周知徹底による排出量の削減。									
		【目標】 「別紙のとおり」									
		特別管理産業廃 種類	果物の								
		排出	量		t	t					
	_	(今後実施する	予定の取	組)							
	②計画	分別の周知徹原	まによる			その他の廃棄物との					
特別	管理産業廃棄物の分別	別に関する事項									
	①現状	,		産業廃棄物の種類 利・固形・液体		川に関する取組) による細やかな分別。					
	②計画	(今後分別する 必要に応じた更な				みび分別に関する取組) 周知徹底。					

自ら	行う特別管理産業廃棄	棄物の再生利用に関する事項								
		【前年度(令和6年度)実績】	「別紙のとおり」	 「別紙のとおり」						
		特別管理産業廃棄物の	I							
		種類								
		自ら再生利用を行った特別 別管理産業廃棄物の量	+	+						
	①現状	(これまでに実施した取組)	t	t						
		(これは こに天旭した収配)								
		特に実施していない。								
-		【口抽】								
		【目標】	「別紙のとおり」							
		特別管理産業廃棄物の 種類								
		自ら再生利用を行う								
	@#I TF	特別管理産業廃棄物の量	t	t						
	②計画	(今後実施する予定の取組)								
		実施する予定はない。								
自ら	行う特別管理産業廃棄	棄物の中間処理に関する事項								
Γ		【前年度(令和6年度)実績】	 「別紙のとおり」							
		特別管理産業廃棄物の	33,54,5, C 63, 5, 1							
		種類								
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		4						
			t	t						
	①現状	特別管理産業廃棄物の量	t	t						
		(これまでに実施した取組)		•						
		特に実施していない。								
		 		 川紙のとおり」						
		特別管理産業廃棄物の	· 201724-2-C 02-7-3							
		種類								
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		ı						
		自ら中間処理により減量する	t	t						
	②計画	特別管理産業廃棄物の量	t	ţ						
		(今後実施する予定の取組)	· 1	<u> </u>						
		中歩ナフマウルナい、								
		実施する予定はない。								

ら行う特別管理産	業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に	関する事項	
	【前年度(令和6年度)実績】	「別紙のとおり)]
	特別管理産業廃棄物の 種類		
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特に実施していない。		
	【目標】	「別紙のとおり」	
	「特別管理産業廃棄物の」 種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う		
②計画	特別管理産業廃棄物の量(今後実施する予定の取組)	t	t
別管理産業廃棄物	の処理の委託に関する事項 【前年度(令和6年度)実績】 特別管理産業廃棄物の】	「別紙のとおり)]
	種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	†
①現状	認定熱回収業者以外の	·	L L
	熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、特別管理産業 書面による契約を実施。 ・マニフェストにより最終処分の研究を ・電子マニフェストを導入し、	確認を徹底している。	養者を選定し、
	電子マニフェストを導入している	る処理業者から選定。	

(第5面)

		【目標】	「別糸	低のとおり」							
		特別管理産業廃棄物の 種類									
		全処理委託量	t	t							
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t							
		再生利用業者への処理委託量	t	t							
	②計画	認定熱回収業者への処理委託量	†	t t							
		認定熱回収業者以外の	ί	ι							
		熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t							
		(今後実施する予定の取組)									
		可能な限り優良認定処理業者から選定する。									
		「URICARY) 後以前に定任未行がり迭たりる。									
		【前年度(令和6年度)	実績】 「別	「別紙のとおり」							
		特別管理産業廃	棄物 量	t							
	情報処理組織の使用	(ポリ塩化ビフェニル廃棄物	<u>-</u> を除く。)								
に関する事項		(今後実施する予定の取組 	[等)								
		電子マニフェスト加入済。									
※事務処理欄											

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

「実績」欄:前年度特別管理産業廃棄物排出量

【令和7】年度特別管理産業廃棄物処理計画書(特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量)

(単位: t)

「計画」欄:当年度特別管理産業廃棄物排出量の目標値

	I IS THE) 中間処理		// V / / / / / / / / / / / / / / / / /		<u> </u>	処理の委託に関する事項								とい口小に
		:出量 ※)	自ら再5 行った(主利用を (行う) 量	自ら熱回収を行った(行う	· 5)量	自ら中間処理量した(する	里により減 る) 量	自ら埋立 海洋投力 行った((処分を	全処理		優良認定処理 への処理委託		再生利用業 処理委託量	番への	認定熱回収第 への処理委託		認定熱回収第 熱回収を行う 処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類	量等を含めた事業場に		自ら直接再生利用する 量と自ら中間処理を 行った後に再生利用す る量				間処理後の量を引いた		入処分する量と自ら中 間処理した後に自ら埋 立・海洋投入処分する		直接委託した量と自ら 中間処理した残さ量の うち処理業者に委託し		関する法律施行令第6		されている場合の委託		認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第15条 の3の3第1項の認定 を受けた者)		認定熱回収施設設置者 以外の熱回収を行って いる処理業者への焼却 処理委託量	
	(D	2+8		5		7		3+9		10		10		12		13		14)	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
廃油	1.32	1.32									1.32	1.32	1.32	1.32						
廃酸	0.02	0.02									0.02	0.02	0.02	0.02						
廃アルカリ																				
感染性廃棄物	355. 21	337.45									355. 21	337. 45	355. 21	337. 45						
特 廃PCB等																				
有 PCB汚染物																				
害 PCB処理物																				
廃石綿等																				
帝 第 7 8																				
第一金金の																				
属 廃油																				
寺 廃酸	0.02	0.02									0.02	0.02	0.02	0.02						
が、は、																				
ばいじん																				
合 計	356.56	338.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	356.56	338, 80	356.56	338, 80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	330.30	338.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	330.30	338.80	330.36	338. 8U	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

- ※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量 【記載方法】
- ・特別管理産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績(現状)の量を、右側に本年度計画(目標)の量を、それぞれ記載してください。
- ・「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。 (自ら中間処理したことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含む)